

川崎市幸区選挙管理委員会告示第6号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、次のとおりとします。

令和8年1月27日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 乙 訓 豊 詞

1 川崎市幸区役所内 川崎市幸区選挙管理委員会事務室

- (1) 所在地 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1
- (2) 事務取扱期間 令和8年1月28日から令和8年2月7日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

2 川崎市幸区役所日吉出張所

- (1) 所在地 川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号
- (2) 事務取扱期間 令和8年1月28日から令和8年2月7日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

ただし、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第56条の事務は取り扱わない。